

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 9 日

学校 法人 高千穂 学園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校 法人 高千穂 学園

監 事 三浦 正植

監 事 長瀬 直人


私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人高千穂学園寄附行為第 1
6 条の規定に基づき、学校法人高千穂学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から
令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状
況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告
を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書
類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人高千穂学園の業務に関する決定及び執行並びに理事の
業務執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、活動区分資金収
支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表
及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その
収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産又は理
事の業務執行に関する不正の行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大
な事実はないものと認める。